

																	<p>工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長								
																	<p>3 管線工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 管線費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係</p>	東部総合事務所 所長										

			<p>計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
		<p>4 営繕工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>

																		<ul style="list-style-type: none"> (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの <ul style="list-style-type: none"> (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所等の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 								東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
																		7 他部署の所掌に係る営繕工事の受託の決定								
																		8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 <ul style="list-style-type: none"> (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの <ul style="list-style-type: none"> (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所等の所管区域に係るもの 							東部総合事務所長 中部総合事務所長	

		区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設構工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						西部総合事務所 所長	
									東部総合事務所 所長
									中部総合事務所 所長
									西部総合事務所 所長
		9 不動産登記法（明令32年法律第24号）に基づく不動産の登記 (一) 東部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長
									中部総合事務所 所長
									西部総合事務所 所長
	七 営繕工 事及び これに 伴う業 務に係 る鳥取 県建設 工事の 入札制 度に関 する規 則（平 成19年 鳥取県 規則第 6号） に基づ く工事 の権限 に属す る事務	1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎							

									<p>係るもの</p> <p>□ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所^の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設^設工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所^の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所^の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所^の所管区域に係るもの</p> <p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
									<p>2 同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>

			係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの			中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
4	同規則第31条第 1項の規定による 最低制限耐各の決 定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部総 合事務所及 び八頭総合 事務所の所 管区域に係 るもの (ロ) 中部総					東部総合事務 所長 中部総合事務

	合事務所の 所管区域に 係るもの	所長
	(ハ) 西沼 合事務所及 び日野総合 事務所の所 管区域に係 るもの	西沼総合事務 所長
	(2) 設 備工事に 係るもの	
	イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの	
	ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの	
	(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの	
	(ロ) (イ) 以外のもの	
	a 東沼 合事務所 及び八頭 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	東沼総合事務 所長
	b 中沼 合事務所 の所管区 域に係る もの	中沼総合事務 所長
	c 西沼 合事務所 及び日野 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	西沼総合事務 所長
	(三) 委 託業務設 計金額が500万円 以上の委託業務 に係るもの	
	(四) 委 託業務設 計金額が500万円 未満の委託業務 に係るもの	
	(1) 建 築工事に 係るもの	
	イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの	
	ロ イ以外の もの	
	(イ) 東沼 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの	東沼総合事務 所長
	(ロ) 中沼 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	中沼総合事務 所長
	(ハ) 西沼 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西沼総合事務 所長
	(2) 設 備工事に 係るもの	

		<p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>八 営繕工事</p> <p>に係る鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第86号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成</p> <p>(一) 建築工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初の請負対象設計金額。(3)及び(二)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所長</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p>	

<p>もの</p> <p>□ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>3 同規則第19条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p>

<p>c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>								<p>西部総合事務 所長</p>
<p>4 同規則第22条の 規定による請負契 約の相手方の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 営業費に 係る本庁舎等 の工事に係る もの (2) (1)以外 のもの イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの ハ 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>								<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>
<p>5 同規則第23条第 1項の規定による 請負契約の相手方 の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営業費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの</p>								<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>

<p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、管轄課の課のハにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>							
<p>7 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所<small>の</small>にに係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所<small>の</small>に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所<small>の</small>に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	

<p>8 同規第30条第1項の規定による工事の監査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。管轄課の真の八において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>								
<p>9 同規第30条第1項の規定による工事の監査の命令</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>								<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
<p>10 同規第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所 及び日野</p>								<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>

			<p>野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
		<p>11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p>						

<p>八頭総合事務所の所管区域に係るもの 中部総合事務所の所管区域に係るもの 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の変更</p>					<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>12 同規則第36条第71項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第31項（同規則第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の</p>					

			<p>総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
		15	<p>同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の</p>				

事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以</p>								<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	

		<p>外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
		<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p>

工事に係るもの
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの
イ 建築工事に係るもの
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
(ロ) (イ)以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
ロ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

	の (c) 西部 総合 事務所及び日 野 総合 事務所の所 管区 域に 係る もの				西部総合事務 所長
19	同規第42条第 31項の規定による 請負代金の変更及 び必要な負担の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの a 営繕 費に係				東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長

係るもの
(ロ) (イ) 以外のもの
の
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
ロ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの
(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区

東部総合事務所長
中部総合事務所長
西部総合事務所長
東部総合事務所長
中部総合事務所長
西部総合事務所長